

仙台・豊齢食ステーション

契約書

(目的)

第 1 条 この要綱は、食事の調理が困難な在宅の高齢者及び障害者に対し、栄養バランスの摂れた食事を提供すること(以下「配食サービス」という。)により、健康の維持及び生活の自立を支援し、もってこれら高齢者及び障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 配食サービスの利用の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住するひとり暮らし又は高齢者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯の世帯員で、おおむね 65 歳以上のもの(次号に掲げる者を除く。)
- (2) 市内に居住する身体、知的又は精神の障害を有する者
- (3) 福祉施設、障害者施設に入所する利用者

(利用説明及び契約)

第 3 条 前条の規定により選択された指定業者は、配食サービスを利用しようとする者を訪問し、配食サービスの料金及び配食サービスの内容について説明しなければならない。

(配食サービスの実施)

第 4 条 指定業者は、契約を締結した利用対象者(以下「利用者」という。)に対し配食サービスを実施、利用者は、あらかじめ取り決めた方法で指定業者に料金を支払うものとする。

(見守り支援)

第 5 条 指定業者は、配食サービスを実施するに当たっては、利用者の見守り支援を行うものとする。

(実績報告)

第6条 契約事業者は、毎月25日までに当該指定業者における前月分の食数について、仙台豊齢食ステーションまで報告しないといけない

(利用料金)

第7条 食事の提供は、月次での提供とする

朝食	昼食	夕食
430円	530円	640円
1日3食で1,600円/1か月で48,000円(30日として)		

(配食弁当ケース)

第8条 各施設ごとに購入いただき、配食弁当ケースは滅菌消毒を仙台豊齢ステーションが随時行う。

(キャンセル)

第9条 キャンセルは当日分から可能。但し、料金の返金はしないものとする。1週間前のキャンセルに関しては、実績分の支払いで請求する。

(イベント食)

第10条 基本料金に300円ましでの対応とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、配食サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成21年12月8日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前のせんだい豊齢食ステーション事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、これらに所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日センター長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

事業所名 せんだい豊齢ステーション

住所 〒980-0003 仙台市青葉区小田原 4-2-18

電話 022-264-1202

印

契約者

平成 年 月 日

法人名

住所

電話番号

代表者名

印

仙台豊齡ステーション保管分

事業所名 せんだい豊齡ステーション

住所 〒980-0003 仙台市青葉区小田原 4-2-18

電話 022-264-1202

印

契約者

平成 年 月 日

法人名

住所

電話番号

代表者名

印